

各務原市地域公共交通会議傍聴要領

(令和5年9月21日決裁)

(目的)

第1条 この要領は、各務原市地域公共交通会議の会議（以下、「会議」という。）における傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の定員)

第2条 傍聴人の定員は、5人（報道関係者を除く。）とする。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴申込書に必要事項を記入しなければならない。

2 傍聴の申込は、会議開催の30分前から、会場において受付を開始し、先着順にて決定し、10分前に締め切るものとする。

(傍聴人の制限)

第4条 次に掲げる者は、傍聴をすることができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) ビラ、プラカード、鉢巻き、のぼり等を携帯し、又は着用している者

(3) 会議を妨害し、又は人に迷惑若しくは危害を及ぼすと認められる物を携帯している者

(4) 前各号に定めるもののほか、委員長が傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、会議を傍聴するときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2) 私語、談笑等、会議の妨害となるような行為をしないこと。

(3) 喫煙をしないこと。

(4) みだりに席を離れないこと。

(5) 携帯電話等の音を発する機器を使用しないこと。

(6) 委員長の許可を得ないで写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等しないこと。

(7) 前各号に定めるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、会議で傍聴を認めない項目を検討するときは、その間退席しなければならない。

2 会議で傍聴を認めない項目は次のとおりとする。

(1) 事業者からの相談事項を検討するとき

(2) 事業者から経営状況および事業活動等個々の情報を得るとき

(3) 役員等の人事に関する事項を検討するとき

(委員長の指示)

第7条 傍聴人は、委員長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人が、この要領に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるものほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和5年9月21日から施行する。